

国民年金保険料は口座振替がお得です

国民年金保険料の納付は、口座振替による前納がお得です。

▼令和5年度の通常の保険料（月額16,520円）で計算した割引額の比較

前納方法	口座振替割引額	現金納付割引額
毎月分早割（当月末振替）	50円	—
6か月前納	1,130円	810円
1年前納	4,150円	3,520円
2年前納	16,100円	14,830円

※お申し込みから口座振替が開始されるまでに1〜2か月程かかります。（4月末日からの前納は、2月末日までに申請しておく必要があります。）
※2年前納により納めた国民年金保険料は、税申告の際、全額を納めた年に所得控除するか、各年分の保険料に相当する額を各年に所得控除するか選択できます。

◎問い合わせ先

市民課市民係 内線163

令和6年第1回市議会定例会（案）

■会期日程

- 2月8日（木）議会運営委員会
 - 2月14日（水）本会議（開会）
 - 2月21日（水）産業厚生委員会
 - 2月22日（木）総務文教委員会
 - 2月27日（火）一般質問
 - 2月28日（水）一般質問
 - 3月1日（金）産業厚生委員会
 - 3月4日（月）総務文教委員会
 - 3月6日（水）予算特別委員会
 - 3月7日（木）予算特別委員会
 - 3月8日（金）予算特別委員会（予備日）
 - 3月11日（月）予算特別委員会（総括質疑）
 - 3月15日（金）議会運営委員会
 - 3月18日（月）本会議（閉会）
- ※日程が変更される場合があります。
■時間 本会議…10時～
 一般質問等…9時30分～
■本会議傍聴 どなたでも傍聴可能
■請願・陳情の取扱い
 会期中の審査に付す場合は、2月7日（水）が提出期限です。

◎問い合わせ先

議事事務局 内線358



▲詳しくはHPから

確定申告は自宅からできます

スマートフォン（以下「スマホ」といいます。）で、給与所得、年金収入や副業等の雑所得の申告のほか、事業所得や不動産所得の青色申告決算書（収支内訳書）や消費税の申告書もスマホで作成することができ、ご自宅からe-Taxで申告することができます。

マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告するには、「マイナンバーカード」と「マイナンバー読取機能を搭載したスマホ」が必要となり、マイナンバーカードの電子証明書を読み取って、e-Taxで送信できます。

その際、利用者証明用電子証明書（パスワード）と署名用電子証明書のパスワード（英数字6文字以上16文字以下）が必要となります。署名用電子証明書のパスワードが分からない場合は、コンビニ等で再設定が可能です。

◎問い合わせ先

国税相談専用ダイヤル 0570-0015901
 鹿屋税務署 ※自動音声案内 0994-4213127



▲詳しくはHPから

自衛官等募集に伴う情報提供の除外申請

垂水市では、法令等に基づき自衛官および自衛官候補生の募集を行うために必要な情報を自衛隊へ提供しております。情報提供を望まない方は、本人または保護者等から除外申請の手続きを行っていただくことで自衛隊へ提供する情報から除外します。

■除外対象者

- 垂水市に住民登録がある方のうち、令和6年度中に18歳または22歳になる方および15歳になる男子（日本国籍を有する方）
- 15歳の男子
- （平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれ）
- 18歳の男子および女子
- （平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ）
- 22歳の男子および女子
- （平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれ）

■提供する情報

氏名、出生の年月日、男女の別および住所
 ※提出した情報につきましては、法令に基づき適正に管理するとともに、目的外の利用は一切致しません。

垂水市民間資金活用集積住宅建設促進事業

垂水市内に集合住宅を建設された方の固定資産税（土地・家屋分）を減免することで、民間資金を活用した集合住宅の建設を促進し、定住促進を図るものです。

■減免申請手続

- ①最初の納付期限の7日前までに減免申請書類を市に提出してください。
- ②減免申請の手続は、毎年必要となります。

※減免には一定の要件があります。詳しくはお問合せください。

対象地区	減免期間	減免割合
牛根地区 協和地区 水之上地区 大野垂桜地区 柵原地区 新城地区	10年間	全額

※中央地区（垂水小学校区）は、条例改正に伴い、令和6年度から廃止となります。

◎問い合わせ先

税務課固定資産税係 内線137

市営墓地使用

市営墓地の使用に際し、以下の場合には手続きが必要です。

■市営墓地

中ノ平・市木・海潟

■手続きが必要な場合

- ①新たに使用を希望する場合
- ②使用地を返還する場合（墓石は使用者において撤去すること）
- ③使用权を承継する場合
- ④使用者の住所・氏名の変更

※使用している区画の管理は使用者の責任です。無管理となり、近隣からの苦情が来ているケースもありますので、草刈等の管理をお願いします。

※許可を受けた方が亡くなった場合など、必ず手続きをお願いします。

■改葬許可について

墓地に埋葬されている遺骨を他の墓地や納骨堂へ移動させる場合には、改葬許可の手続きが必要です。許可を受けるためには、現在の墓地管理者の確認と新しい墓地等の受入証明などが必要です。詳しくは生活環境課までお問合せください。

◎問い合わせ先…生活環境課

032-1297

■受付期間

2月1日（木）～3月29日（金）
 9時～17時（土日祝日を除く）

※郵送の場合は期限までに必着

■提出書類

所定の除外申請書等については、市民課相談係または垂水市のホームページから取得できます。



▲詳しくはHPから

◎提出先・問い合わせ先

〒891-2192
 垂水市上町114番地
 垂水市役所 市民課 相談係
 0994-321295

みんなの森づくり県民税

みんなの森づくり県民税は、森林の保全や、県民の皆様が森林にふれあう機会の提供、森林・林業の学習や体験活動などに活用される税金です。

■納付額

個人県民税または法人県民税が課税されている方について、次のとおり納めていただいています。

- ・個人 500円（1年間）
 - ・法人 均等割額の5%
- ◎問い合わせ先
 税の仕組みに関すること
 鹿児島県庁 税務課
 099-286-2199
 鹿児島県庁 環境林務課
 099-286-3332

交通事故相談所が、出張相談（大隅）を実施

鹿児島県交通事故相談所では、大隅地域振興局において定期的な出張相談を行っています。

- 開催日 2月22日（木）、3月14日（木）、28日（木）
- 時間 10時30分～14時
- 場所 大隅地域振興局1階

※相談は無料です。
 ※予約状況により、出張相談を中止する場合があります。
 ※必ず2日前までにご予約をお願いします。県交通事故相談所までご連絡ください。

◎問い合わせ先

県交通事故相談所 099-286-2526